

伊達市立図書館システムの設置及び保守業務プロポーザル実施概要書

令和8年度に賃貸借期間が満了する伊達市立図書館システムの更新に当たり、市民への図書館サービスのより一層の充実を図り、利用者への利便性の向上や情報提供の拡大を図るために適したシステムを導入することを目的として、公募型プロポーザル方式により事業者を決定するものとする。

1 事業名称

伊達市立図書館システムの設置及び保守業務

2 内容

伊達市立図書館システムの設置及び保守にかかる業務

3 契約方法及び期間

(1) 伊達市立図書館システムの設置・一括導入

契約締結の日から令和9年2月28日まで

(2) 伊達市立図書館システムの保守60か月の分割

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

4 見積書上限額

(1) 伊達市立図書館システム更新

47,894,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 伊達市立図書館システム保守点検（60か月合計）

41,731,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格

本プロポーザルを希望する者は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく指名停止処分を参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。

(4) 金融機関の取引が停止されている者等、経営不振の状況でないこと。

(5) 税の滞納をしていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団員又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当

しないこと。

- (7) その他法律に反する等、業務を受託する団体として適性を欠かないこと。
- (8) 過去5年以内に国、地方公共団体のいずれかの団体と類似業務の契約実績があること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークの付与認定を受けていること。

6 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれか該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものでなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触した場合
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合

7 実施スケジュール

日程	事項
令和8年5月11日（月）	公募開始日（市ホームページ）
令和8年5月11日（月）から 令和8年5月15日（金）午後5時まで	質問書の受付期間
令和8年5月21日（木）	質問回答（市ホームページ）
令和8年5月11日（月）から 令和8年5月25日（月）午後5時まで	参加申込書等の受付期間
令和8年5月27日（水）	第一次書類審査（第2回審査委員会）
令和8年5月29日（金）	要請書通知
令和8年5月29日（金）から 令和8年6月11日（木）午後5時まで	企画提案書の提出期間
令和8年6月17日（水）から 令和8年6月19日（金）	プレゼンテーション・書類審査
令和8年6月第4週	提案書の特定（第3回審査委員会）
令和8年6月下旬	市長報告
	選定結果通知
令和8年7月上旬	契約締結

8 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は実施しない。

9 質問

(1) 質問書及び回答

募集内容に関する質問がある場合は、質問書（様式2）を以下により提出するものとする。

なお、質問書を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

ア 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで

イ 提出先 伊達市教育委員会生涯学習課 伊達市立図書館
（電話 024-551-2132）

※電子メールにより次の宛先まで送信した後、電話により連絡すること。

ウ E-mail : library@city.fukushima-date.lg.jp

エ 回答方法等 令和8年5月21日（木）午後5時までにホームページにて回答いたします。

10 プロポーザル参加申請書（兼参加資格審査申請書）等の提出

本件に参加を希望する者は、プロポーザル参加申請書（兼参加資格審査申請書）（様式1）を提出すること。期限までに提出がない場合は、本件に参加できない。

参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書（兼参加資格審査申請書）（様式1）

イ 事業者概要（様式3）

ウ 法人登記簿謄本（最新の履歴事項全部証明書）

※発行から3か月以内のもの

エ 他自治体導入実績一覧表（様式4）

オ 決算書類（貸借対照表及び損益計算書を添付すること）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明、確約に関する同意書（様式5）

キ 事業者にかかる国税、県税、市税の完納証明書

（直近1年に未納がないことを証明するもの）

※支店、営業所等で申請を行う場合は当該支店等のもの

ク 参加要件誓約書（様式6）

ケ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又は
プライバシーマーク登録証の写し

(2) 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時必着

持参による提出の場合の受付窓口 平日：午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒960-0502

福島県伊達市箱崎字川端7番地

伊達ふれあいセンター1階 伊達市立図書館事務室（電話 024-551-2132）

(4) 提出方法

持参または郵送

郵送の場合は書留郵便等で、上記期限必着のこと。

11 企画提案書等の提出

参加希望者は、期限までに次の必要書類を提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 実務実施体制及び体制図（任意様式）

ウ 構築スケジュール（任意様式）

エ 伊達市立図書館システム機能要件対応確認書

オ 見積書（任意様式）

カ 製品カタログ、製品紹介資料（任意様式）

キ アからカを電子媒体に格納したもの

※必ず紙媒体及び電子媒体の両方を提出すること。

提出期限内にいずれかが提出されない場合は、失格とする。

(2) 提出期限

令和8年6月11日（木）午後5時まで必着

持参による提出の場合の受付窓口 平日：午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒960-0502

福島県伊達市箱崎字川端7番地

伊達ふれあいセンター1階 伊達市立図書館事務室（電話 024-551-2132）

(4) 提出方法

持参または郵送

郵送の場合は書留郵便等で、上記期限必着のこと。

12 審査

提出された企画提案書等に基づき、伊達市立図書館システムの設置及び保守業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）を開催し、提案内容に対して評価基準に基づき、事業者の評価及び選定を行う。

(1) 審査基準

ア 書類審査とプレゼンテーションで評価する。

評価項目、評価基準及び配点は、伊達市立図書館システムの設置及び保守業務プロポーザル評価基準による。

イ プレゼンテーションの点数については、合計1,000点満点、最低基準点は600点とする。

(2) 第一次書類審査

第一次書類審査では提出書類の内容を審査する。

参加資格について審査し、適切か不適切か判断するもの。

結果については、令和8年5月29日(金)までに、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知を行う。

(3) プレゼンテーション

ア 日時

令和8年6月17日(水)から令和8年6月19日(金)

※実施時間は参加申込書提出後に通知。書類審査を実施する場合は結果と併せて行う。

イ 説明者

1者3名以内

ウ 方法

(ア) 本審査への出席者は3人以内とする。プレゼンテーション及びヒアリング時間は30分(説明20分、質疑10分)を予定している。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の受付順とし、個別に行い非公開とする。

(エ) プロジェクター及びスクリーンは、事務局において用意するが、パソコンその他の機器等については、持ち込み可能な範囲で参加者が用意すること。提案書の画面共有のみ可とする。その他、時間等詳細については後日連絡するもの。

(4) 契約候補者の選定

ア プレゼンテーションの結果、最優秀となった提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

イ 受託候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者から、最優秀及び次点を選定する。

ウ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。

エ 選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立は受け付けない。

13 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に書面で通知する。

審査に対する異議申し立ては受け付けない。

また、審査結果について、市ホームページに公表する。

14 受託候補者との契約締結

(1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該契約に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託

候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であつて、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。

- (2) 協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (4) 受託候補者が、参加資格の喪失に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、前号と同様に取り扱うものとする。
- (5) その他、本実施概要書に定めのない事項は、関係法令、契約規則等の関係規定に基づき取り扱うものとする。

15 その他注意事項

- (1) 提案にかかる経費については、提案事業者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施概要書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) やむを得ない理由等により、公募によるプロポーザルを実施することができないと認めるときには、中止又は取り消すことができるものとする。この場合において、公募によるプロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 提出された企画書等は、伊達市情報公開条例（平成18年1月1日伊達市条例第14号）に基づく情報公開の対象とはならない。